

熊 本 県

水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会

提 言 書

(中間とりまとめ)

平成26年11月13日

<目 次>

1	はじめに	1
2	水俣条約を踏まえて行うべき対応	2
	(1) 水銀含有製品の製造等について	
	(2) 水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬について	
	(3) 水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分について	
	(4) その他	
3	「水銀フリー社会」の実現に向けた提言	
	(1) 水銀含有製品の製造等について	3
	～代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進～	
	(2) 水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬について	4
	～水銀含有廃棄物の適正かつ効率的な分別・収集・運搬～	
	＜家庭からの排出（一般廃棄物）＞	
	＜事業者からの排出（産業廃棄物）＞	
	(3) 水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分について	6
	～適正な保管・中間処理・最終処分～	
	(4) その他	7
4	熊本県の率先取組	9
5	国への政策提案	12

「水銀フリー」とは、水銀が含まれる製品をできる限り使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄することにより、最終的に水銀が使われなくなる状態をいう。

1 はじめに

- 国連環境計画（UNEP）では、平成 13 年（2001 年）から地球規模の水銀汚染防止に係る活動を進めてきたが、平成 21 年（2009 年）の UNEP 管理理事会において、政府間交渉委員会（INC）を設置して、平成 25 年（2013 年）までに水銀によるリスク低減のための法的拘束力のある文書（条約）を制定することで合意した。
- その後、5 回にわたる INC での議論を踏まえ、平成 25 年（2013 年）10 月、熊本市及び水俣市において「水銀に関する水俣条約外交会議」が開催された。外交会議では、最終議定書が全会一致で採択され、日本を含む 92 ヶ国が署名した。平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在、122 ヶ国が署名し、6 ヶ国が締結している。
このように、世界では水銀による健康及び環境に及ぼすリスクを低減するため、水銀のライフサイクル全般にわたる包括的な規制に向けて取組が始まっている。
- 熊本県においては、蒲島郁夫知事が、外交会議の開会記念式典において、水俣病のような悲劇を二度と繰り返してはならないとの決意から、水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行った。この宣言を受け、熊本県は、水銀フリー社会の実現に向けて率先して行動することとしている。
- この率先行動の一つとして、熊本県は、水銀含有製品の使用削減、代替製品への転換促進に関する方策や、水銀含有廃棄物の回収、処理のあり方等について検討するため、専門家、関係事業者、行政関係者で構成する「水銀の使用削減及び水銀廃棄物の回収・処理に関する検討会」を設置し、検討を進めてきたところである。
- 本書は、これまでに 3 回開催された検討会での議論をもとに、水銀フリー社会の実現に向けて、国、熊本県、市町村等、事業者、県民といった主体ごとに取り組むべき事項について整理した提言の中間とりまとめである。
本書により、一日も早く、水銀フリー社会が実現することを期待している。

検討会では、以下の通り検討を行った。

< 第 1 回検討会 [平成 26 年（2014 年）6 月 4 日] >

・水銀現況調査、今後の検討の進め方について

< 第 2 回検討会 [平成 26 年（2014 年）8 月 27 日] >

・「水銀フリー社会」の実現に向けた課題及び検討の方向性等について

< 第 3 回検討会 [平成 26 年（2014 年）10 月 21 日] >

・水銀現況調査の中間報告、中間とりまとめ案、熊本県の率先取組の方向性案について

(予定)

< 第 4 回検討会 [平成 27 年（2015 年）2 月] >

・水銀現況調査結果、検討会提言について

2 水俣条約を踏まえて行うべき対応

(1) 水銀含有製品の製造等について

○ 水銀含有製品（条約第4条・第6条関係）

水銀含有製品の一部は、平成32年（2020年）までに製造、輸出、輸入が原則禁止される。

【必要な対応】

代替製品、水銀使用量が少ない製品の開発、及びそれらの製品への転換を促進する必要がある。

(2) 水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬について

○ 水銀含有廃棄物（条約第11条関係）

水銀含有廃棄物は、今後、水俣条約の締約国会議が定める条件に従って環境上適正に管理する必要がある。

【必要な対応】

水銀を含む体温計、血圧計、蛍光灯、電池類等を廃棄する場合には、環境上適正に収集、保管、中間処理及び最終処分を行う必要がある。

(3) 水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分について

○ 金属水銀の貿易（条約第3条関係）

金属水銀の輸出は、原則として禁止される（例外は、条約上認められた用途、環境上適正な保管であり、かつ輸入国の書面による事前同意がある場合のみ）。

【必要な対応】

金属水銀としての輸出が原則として禁止されるため、廃棄物処理や金属精錬の過程で抽出される水銀の処理が課題となり、不法投棄の防止、適正な金属水銀の保管、中間処理及び最終処分の方法を検討する必要がある。

○ 水銀含有廃棄物（条約第11条関係）＜再掲＞

水銀含有廃棄物は今後、水俣条約の締約国会議が定める条件に従って環境上適正に管理する必要がある。

【必要な対応】

水銀を含む体温計、血圧計、蛍光灯、電池類等を廃棄する場合には、環境上適正に収集、保管、中間処理及び最終処分を行う必要がある。

(4) その他

○ 大気への排出（条約第8条関係）

条約では、石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属精錬施設、廃棄物焼却施設、セメント生産施設を対象に、大気への排出を規制し、実行可能な場合には削減することが求められている。

【必要な対応】

大気への排出量を削減する対策を行う必要がある。

3 「水銀フリー社会」の実現に向けた提言

(1) 水銀含有製品の製造等について

～代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進～

条約第4条及び第6条により、水銀含有製品の一部は、平成32年(2020年)までに製造、輸出、輸入が原則禁止されることから、代替製品、水銀使用量が少ない製品の開発、及びそれらの製品への転換を促進する必要がある。

現状では、どのような製品に水銀が含まれるか県民に十分に理解されておらず、また、水銀が使われていない代替製品や水銀の使用量が少ない製品についての情報が十分でなく、県民が代替製品等を選択しにくい状況にある。

① 取組の方向性

- 製品における水銀フリー化を進めるため、水銀含有製品の製造事業者は、代替製品の開発、製品中の水銀の使用量削減に引き続き取り組んでいく必要がある。
- どの製品に水銀が含まれているか、どのように廃棄しなければならないか、県民の理解を深める必要がある。

② 各主体が取り組むべき事項

(ア) 熊本県

- 県民に対して、代替製品、水銀使用量が少ない製品、製品中の水銀使用量について広報し、代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換を促進する。

(イ) 国

- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、引き続き、代替製品の販売促進、代替製品がない場合は、代替製品や水銀使用量が少ない製品の開発を行うよう働きかける。
- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、製品中の水銀の有無及びその量を明記し、水銀含有製品の廃棄方法について表示を行うよう働きかける。

(ウ) 市町村等[※] ※市町村、一部事務組合、広域連合を、以下「市町村等」という。

- 代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進に関する、国、熊本県の広報に協力した取組を行う。

(エ) 水銀含有製品製造事業者、輸入事業者及び販売事業者

- 代替製品の販売促進、代替製品がない場合は、代替製品や水銀使用量が少ない製品の開発を引き続き推進する。
- 製品[※]中の水銀の有無及びその量を明記し、水銀含有製品の廃棄方法について表示を行う。

※水銀を含む電池など、水銀含有製品が組み込まれているものを含む

(オ) 県民、水銀含有製品使用事業者

- 製品の買い替えの際には、代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換に努める。

(2) 水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬について

～水銀含有廃棄物の適正かつ効率的な分別・収集・運搬～

条約第 11 条により、水銀含有廃棄物は、今後、水俣条約の締約国会議が定める条件に従い、環境上適正に管理する必要がある。

しかしながら、現状では、どの製品に水銀が含まれているか十分に理解されていないことに加え、使用済みの蛍光灯、電池類等だけでなく、家庭や病院等に使用されずに保有されている水銀体温計、水銀血圧計等の収集方法も確立されているとは言えない。

<家庭からの排出（一般廃棄物）>

① 取組の方向性

- どの製品に水銀が含まれているか、どのように廃棄しなければならないか、県民の理解を深める必要がある。
- 家庭で使用されずに保有されている水銀含有製品の回収率が向上する方法について検討する必要がある。
- 水銀含有廃棄物が不十分な分別のまま焼却され、大気中に水銀が排出されることがないように、適正に分別する必要がある。
- 廃棄量が少ない水銀含有廃棄物の処理施設への運搬については、処理費用に比べ、運搬費用が高額となるため、効率的に収集・運搬する方法を構築する必要がある。

② 各主体が取り組むべき事項

(ア) 熊本県

- 水銀含有廃棄物が不適正に廃棄、焼却されることがないように、県民への広報、市町村等の担当者や地域の分別推進員等を対象にした研修会の開催等を行い、水銀含有製品やその廃棄方法を周知する。
- 現行の仕組みを踏まえ、安全かつ効率的に水銀含有廃棄物を分別・収集・運搬する方法を市町村と連携して構築する。
- 製造事業者、販売事業者に対して、業界団体等を通じて、水銀含有廃棄物の自主回収の強化・構築を促す。

(イ) 国

- 水銀含有製品の一覧と、製品ごとの廃棄方法を明示する。
- 効率的な収集事例について情報を集め、広く情報発信する。
- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、水銀含有廃棄物の自主回

収の強化・構築を求める。

(ウ) 市町村等

- 水銀含有製品やその廃棄方法について広報する。
- 回収ボックスの設置など、各地域に合った効率的な収集方法を整備する。
- 水銀含有廃棄物が不十分な分別のまま焼却されることがないように、水銀含有廃棄物の分別を徹底する。
- 収集した水銀含有廃棄物の処理を適正な処理事業者へ委託する。

(エ) 水銀含有製品製造事業者、輸入事業者及び販売事業者

- 水銀含有廃棄物の自主回収を強化・構築する。

(オ) 県民

- 水銀含有製品とその廃棄方法を理解し、適正に分別し廃棄する。

<事業者からの排出（産業廃棄物）>

① 取組の方向性

- どの製品に水銀が含まれているか、どのように廃棄しなければならないか、排出事業者の理解を深める必要がある。
- 水銀含有廃棄物が不十分な分別のまま焼却され、大気中に水銀が排出されることがないように、適正に分別する必要がある。
- 廃棄量が少ない水銀含有廃棄物の処理施設への運搬については、処理費用に比べ、運搬費用が高額となるため、水銀含有廃棄物を効率的に収集・運搬する方法を構築する必要がある。

② 各主体が取り組むべき事項

(ア) 熊本県*

- 水銀含有廃棄物が不適正に廃棄、焼却されることがないように、排出事業者、廃棄物処理事業者を対象にした研修会の開催等を行い、水銀含有製品やその廃棄方法を周知する。
- 廃棄物処理等の業界団体と連携し、水銀含有廃棄物を適正かつ効率的に収集・運搬する方法を構築する。
- 製造事業者、販売事業者に対して、業界団体等を通じて、水銀含有廃棄物の自主回収の強化・構築を促す。

※政令指定都市である熊本市域においては、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可や処理業者の監督、指導などは熊本市が行っている。

(イ) 国

- 水銀含有製品の一覧と、製品ごとの廃棄方法を明示する。
- 効率的な収集事例について情報を集め、広く情報発信する。
- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、水銀含有廃棄物の自主回収の強化・構築を求める。

(ウ) 水銀含有製品製造事業者、輸入事業者及び販売事業者

- 水銀含有廃棄物の自主回収を強化・構築する。

(エ) 排出事業者（≒水銀含有製品使用事業者）

- 業界団体ごとに、使用されずに保有されている水銀含有製品を集める等、効率的に収集する方法を構築する。
- 水銀含有廃棄物を分別し、適正な処理業者に処理を委託する。

(3) 水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分について

～適正な保管・中間処理・最終処分～

条約第 3 条により、金属水銀としては、日本国内から海外への輸出が原則禁止されるため、廃棄物処理や金属精錬の過程で抽出される水銀の処理が課題となる。

また、条約第 11 条により、水銀含有廃棄物は、今後、水俣条約の締約国会議が定める条件に従い、環境上適正に管理する必要がある。

しかしながら、現状では、どの製品について水銀回収を義務付けるか明確に定められておらず、環境中に水銀が飛散・流出しない保管、中間処理及び最終処分の方法が確立されていない。

① 取組の方向性

- どの製品を水銀回収しなければならないか、市町村等、排出事業者が判断に困らないよう、水銀回収を義務付ける廃棄物を明確にする必要がある。
- 環境中に水銀が飛散・流出しない適正な保管、中間処理及び最終処分の方法を定める必要がある。
- 水俣条約が発効するまでの間も、水銀含有廃棄物から回収された水銀が世界で新たな水銀被害を生むことがないように、管理していく必要がある。

② 取り組むべき事項

<水銀回収すべき廃棄物>

- 国は、水銀回収を義務付ける廃棄物を明確にする。
- 国は、水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても、水銀回収を義務付ける。
- 熊本県は、水銀回収すべき水銀含有廃棄物を市町村等、事業者に周知し、環境中に水銀が飛散・流出しない適正な処分を確実に行うよう指導する。

<適正な保管>

- 国は、水銀含有廃棄物や回収された水銀が環境上適正に保管されるよう、必要な基準を定める。
- 熊本県は、水銀が環境中に飛散・流出しないよう指導等を行う。

<適正な中間処理>

- 国は、水銀含有廃棄物の中間処理の過程において、環境中に水銀を飛散・流出させない処分基準や中間処理施設の構造基準等を明確に定める。
- 熊本県は、水銀が環境中に飛散・流出しないよう中間処理施設の指導等を行う。
- 熊本県は、水銀含有廃棄物の選別処理施設等から水銀の回収処理施設間など、中間処理過程での経済的で効率的な輸送方法の検討を行う。

<事業者の育成>

- 国は、水銀を回収処理している事業者の実態を把握し、環境中に水銀が飛散・流出しない適正な処分を行う事業者を育成するため技術的・財政的な支援を積極的に行う。
- 熊本県は、処理事業者が行う処理技術の開発や施設整備の支援について検討する。

<回収された水銀の管理>

- 熊本県は、熊本市と連携し、水俣条約が発効するまでの間も、回収された水銀が世界で新たな水銀被害を生むことがないように、県内で排出される水銀含有廃棄物から取り出される水銀見込量と同等量の水銀を、責任を持って管理する。

<適正な最終処分>

- 国は、水銀の最終処分のあり方について、最終処分場への埋立や永久保管が可能か検討する。
- 国は、「水銀含有廃棄物を最終処分する場合は、適正に中間処理した上で最終処分すべきこと」及び「他の廃棄物との接触等により環境中に水銀が飛散・流出しないよう必要な措置を講ずべきこと」を定める。
- 熊本県は、水銀含有廃棄物が適正に最終処分されるよう、国と連携して処分事業者への周知、指導を行い、さらに、国が基準を設定するまでの間も、水銀を回収しないまま水銀含有廃棄物が最終処分場に埋め立てられないよう指導する。

(4) その他

<体制の整備等>

- 国は、速やかに必要な法整備、基準の策定等を行い、早期に水俣条約を締結

する。

- 国は、水銀含有廃棄物の分別、収集、運搬、保管、中間処理及び最終処分の体制を構築する。
- 国は水銀含有廃棄物の分別、収集、運搬、保管、中間処理及び最終処分について、自治体等に対し必要な技術的・財政的な支援を行う。

<その他>

- 国は、水銀含有廃棄物の処理に関して、関係者が不安を抱かないよう、検討の状況を広報するとともに、今後のスケジュールを明確にする。
- 国は、廃棄物焼却施設から排出される排ガスについて、水銀の排出基準と測定方法を定め、県は必要に応じて、水銀排出の有無の調査について検討する。

4 熊本県の率先取組<『3「水銀フリー社会」の実現に向けた提言』の一部再掲及び具体例>

基本原則①「できることからやる。」

国は水俣条約締結に向けて、国内法等の整備について検討しているが、現在、未確定な部分も多い。しかし、本県においては、法制度が確定される前であっても取組が可能な事項から積極的に取り組んでいく。

基本原則②「日本ひいては世界の水銀フリー社会の実現に向けて貢献する。」

水俣病を経験した本県には、日本ひいては世界の水銀フリー社会の実現に向けて貢献する責務がある。そのため、モデルとなる事業の実施や必要に応じた構造改革特区などの取組を通じて、本県で展開した取組が全国に広がるよう挑戦的に取り組むとともに、水俣条約締結に向けて積極的に協力する。

(1) 水銀含有製品の製造等について

～代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進～

- 県民に対して、代替製品、水銀使用量が少ない製品、製品中の水銀使用量について広報し、代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換を促進する。

例)・ 水銀が環境に与える影響や製品中の水銀使用量について広報する。

- ・ 家庭等で使用されずに保有されている水銀体温計や水銀血圧計等の水銀を多く含む製品の早期回収キャンペーンを行う。

(2) 水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬について

～水銀含有廃棄物の適正かつ効率的な分別・収集・運搬～

<家庭からの排出（一般廃棄物）>

- 水銀含有廃棄物が不適正に廃棄、焼却されることがないように、県民への広報、市町村等の担当者や地域の分別推進員等を対象にした研修会の開催等を行い、水銀含有製品やその廃棄方法を周知する。
- 現行の仕組みを踏まえ、安全かつ効率的に水銀含有廃棄物を分別・収集・運搬する方法を市町村と連携して構築する。

例)・ 水銀体温計等の収集について、市町村等と連携し、回収ボックスの設置を促進する。

- ・ ボタン電池を収集するため、電池工業会が電気店等に設置している回収ボックスについて、設置協力店の増加につながるよう、周知、支援する。

- 製造事業者、販売事業者に対して、業界団体等を通じて、水銀含有廃棄物の自主回収の強化・構築を促す。

<事業者からの排出（産業廃棄物）>

- 水銀含有廃棄物が不適正に廃棄、焼却されることがないように、排出事業者、廃棄物処理事業者を対象にした研修会の開催等を行い、水銀含有製品やその廃棄方

法を周知する。

- 廃棄物処理等の業界団体と連携し、水銀含有廃棄物を適正かつ効率的に収集・運搬する方法を構築する。
 - 例)・ 蛍光灯や水銀体温計等の水銀含有廃棄物を安全かつ効率的に運搬するため、収集運搬事業者等の意見を聞きながら、これらが破損しにくい運搬容器について検討する。
 - ・ 廃棄物処理等の業界団体と連携し、蛍光灯等の効率的な収集体制を構築する。
 - ・ 業界団体等に対し、水銀体温計や水銀血圧計等の効率的な収集を促す。
- 製造事業者、販売事業者に対して、業界団体等を通じて、水銀含有廃棄物の自主回収の強化・構築を促す。

(3) 水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分について

～適正な保管・中間処理・最終処分～

＜水銀回収すべき廃棄物＞

- 水銀回収すべき水銀含有廃棄物を市町村等、事業者にも周知し、環境中に水銀が飛散・流出しない適正な処分を確実に行うよう指導する。
 - 例)・ 市町村等や事業者に対して、水銀体温計や水銀血圧計等の水銀を多く含む製品だけでなく、水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても、適正に水銀を回収処理するよう指導する。

＜適正な保管＞

- 水銀が環境中に飛散・流出しないよう指導等を行う。

＜適正な中間処理＞

- 水銀が環境中に飛散・流出しないよう、中間処理施設の指導等を行う。
 - 例)・ 中間処理過程において水銀が環境中に飛散・流出することなく、経済的・効率的な方法で処分されるよう、中間処理事業者に対し処分方法や、施設の構造等について指導、助言する。
 - ・ 中間処理の基準について、国が設置している中央環境審議会等の検討状況を見極めつつ、熊本県産業廃棄物指導要綱の改正を検討する。
- 水銀含有廃棄物の選別処理施設等から水銀の回収処理施設間など、中間処理過程での経済的で効率的な輸送方法の検討を行う。

＜事業者の育成＞

- 処理事業者が行う処理技術の開発や施設整備の支援について検討する。

＜回収された水銀の管理＞

- 熊本市と連携し、水俣条約が発効するまでの間も、回収された水銀が世界で新

たな水銀被害を生むことがないように、県内で排出される水銀含有廃棄物から取り出される水銀見込量と同等量の水銀を、責任を持って管理する。

＜適正な最終処分＞

- 熊本県は、水銀含有廃棄物が適正に最終処分されるよう、国と連携して処分事業者への周知、指導を行い、さらに、国が基準を設定するまでの間も、水銀を回収しないまま水銀含有廃棄物が最終処分場に埋め立てられないよう指導する。

（４）その他

- 国は、廃棄物焼却施設から排出される排ガスについて、水銀の排出基準と測定方法を定め、県は必要に応じて、水銀排出の有無の調査について検討する。

5 国への政策提案

＜『3「水銀フリー社会」の実現に向けた提言』の一部再掲＞

(1) 水銀含有製品の製造等について

～代替製品や水銀使用量が少ない製品への転換促進～

- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、引き続き、代替製品の販売促進、代替製品がない場合は、代替製品や水銀使用量が少ない製品の開発を行うよう働きかける。
- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、製品中の水銀の有無及びその量を明記し、水銀含有製品の廃棄方法について表示を行うよう働きかける。

(2) 水銀含有廃棄物の分別・収集・運搬について

～水銀含有廃棄物の適正かつ効率的な分別・収集・運搬～

＜家庭及び事業所からの排出＞

- 水銀含有製品の一覧と、製品ごとの廃棄方法を明示する。
- 効率的な収集事例について情報を集め、広く情報発信する。
- 製造事業者、輸入事業者及び販売事業者に対して、水銀含有廃棄物の自主回収の強化・構築を求める。

(3) 水銀含有廃棄物の保管・中間処理・最終処分について

～適正な保管・中間処理・最終処分～

＜水銀回収すべき廃棄物＞

- 水銀回収を義務付ける廃棄物を明確にする。
- 水銀を微量に含む蛍光灯やボタン電池等についても、水銀回収を義務付ける。

＜適正な保管＞

- 水銀含有廃棄物や回収された水銀が環境上適正に保管されるよう、必要な基準を定める。

＜適正な中間処理＞

- 水銀含有廃棄物の中間処理の過程において、環境中に水銀を飛散・流出させない処分基準や中間処理施設の構造基準等を明確に定める。

＜事業者の育成＞

- 水銀を回収処理している事業者の実態を把握し、環境中に水銀が飛散・流出しない適正な処分を行う事業者を育成するため技術的・財政的な支援を積極的に行う。

<適正な最終処分>

- 水銀の最終処分のあり方について、最終処分場への埋め立てや永久保管が可能か検討する。
- 「水銀含有廃棄物を最終処分する場合は、適正に中間処理した上で最終処分すべきこと」及び「他の廃棄物との接触等により環境中に水銀が飛散・流出しないよう必要な措置を講ずべきこと」を定める。

(4) その他

<体制の整備等>

- 速やかに必要な法整備、基準の策定等を行い、早期に水俣条約を締結する。
- 水銀含有廃棄物の分別、収集、運搬、保管、中間処理及び最終処分の体制を構築する。
- 水銀含有廃棄物の分別、収集、運搬、保管、中間処理及び最終処分について、自治体等に対し必要な技術的・財政的な支援を行う。

<その他>

- 水銀含有廃棄物の処理に関して、関係者が不安を抱かないよう、検討の状況を広報するとともに、今後のスケジュールを明確にする。
- 廃棄物焼却施設から排出される排ガスについて、水銀の排出基準と測定方法を定める。